

研究要旨：触法・被疑者となった高齢者・障害者の障害者福祉施設などにおける支援に関する実態と可能性について、国内外において総合的に調査研究し、今後の触法障害者・高齢者支援の在り方と障害福祉及び司法福祉における体制整備と連携システムに関する政策を検討する。

## A. 研究目的

先行研究厚生労働省研究「触法障害者の地域生活移行に関する研究（平成18-20年）」とその政策的反映を踏まえ、本研究の目的は、触法・被疑者となった高齢者・障害者に対する障害者福祉施設などにおける支援の現状と可能性について調査研究し、今後の体制整備と連携システムに関する政策的検討に資することにある。

## B. 研究方法

小林グループ第2年次平成22年度研究は、2つの調査研究よりなっている。

### 1. 日本知的障害者福祉協会知的障害者施設居住支援部門における実態調査研究

日本知的障害者福祉協会会員施設の知的障害者施設居住支援部門における触法知的障害者とその支援に関する実態調査を実施する。

#### ① 実態調査

日本知的障害者福祉協会会員施設の新・旧制度入所施設支援、グループホーム・ケアホーム、旧通勤寮・宿泊型自立訓練事業、福祉ホーム、約3,200事業所を調査対象に、触法障害者支援及び地域支援連携体制に関して実態調査を行う。

#### ② 先進的な支援施設と地域連携支援システムに関する事例の集約と類型化

日本知的障害者福祉協会会員施設の実態調査において、さらに先進的な触法障害者支援施設と地域支援連携体制を事例抽出し、類型化を図るなどの取組を行う。その内容は以下の通りである。

第一に、支援に関する事項である。事例の特徴、障害特性に応じた一般的・専門的・問題別支援のプログラムや支援マニュアルの内容、職員の資格や専門性、職員研修、支援体制・運営体制、施設設備、家族等への支援、退所支援プログラム、事件・事故等のリスク管理、他利用者の安全や権利侵害の防止対策、協力医

療機関及び精神科病院・精神保健福祉センター等専門医療機関及び児童相談所・更生相談所等のコンサルテーション・援助体制と連携支援の状況等である。

第二に、連携体制に関することである。市町村障害福祉サービス等主管部門・地域自立支援協議会等の相談支援・協議連携体制と地域連携の内容、刑事司法施設機関及び地域生活定着支援センターの連携、地域への対応等である。

#### ③ 地域生活定着支援センターと知的障害者福祉施設の地域連携体制の現況把握

触法高齢者・障害者への地域生活定着支援センターが設置されている地域の知的障害者福祉施設においては、地域生活定着支援センターとの連携支援体制の現況を把握する。

#### ④ 地域生活個別支援特別加算事業に関する実態把握

触法障害者支援の実績がある施設について、地域生活個別支援特別加算事業の適用状況を把握し、制度改善の検討を行い提言にまとめる。提言の要点は、制度と地域生活定着支援センターの未実施等のタイムラグによる地域格差の問題、旧体系事業等の加算適用、新体系事業における通所、相談支援事業等への適用、救護施設等における適用福祉施設の拡大、起訴猶予・執行猶予者等への適用、一律な精神科受診要件の改善、障害福祉サービス利用における障害程度区分適用についての見直し、保護者や代理人がいない要監護者、要措置対象者、要後見人等の身上監護等を含めた要保護・要養護者への対応策や成年後見等権利擁護等の制度的適用の適正化と見直し、等である。

### 2. デンマークにおける触法知的障害者保護観察処分制度に関する研究（第2年次調査）

デンマークにおける、知的障害者保護施設での触法知的障害者への保護観察処分制度と支援内容の詳細を調査し検討を行う。これにより我が国における知的障害者の矯正教育と福祉的支援のあり方の検討に結合さ

せていく。

平成 22 年度は、平成 21 年度の研究を深耕し発展させ、制度と支援の実際に関する具体的かつ詳細な研究調査を実施する。現地調査は調査協力者銭本隆行氏により行われている。

この調査研究により、我が国における知的障害者の矯正教育と福祉的支援のあり方の検討に結合させていく。そしてこれらをまとめ、当面の制度等に関する政策提言に結実させる。

(倫理面への配慮)

モデル事業による支援や、アンケート情報、事例研究等における個人情報の取り扱いについて次のとおり厳格に管理する。

1. 個人情報は、本研究の研究代表者と研究分担者及び事前に名簿を提出した研究協力者・研究助言者（以下「関係者」という）に限って閲覧・分析可能とすること。
2. 個人情報は、本研究の目的以外の目的で利用しないこと。
3. 個人情報を電子情報の形にした場合は、ファイルにパスワードを設定し、関係者以外の者が閲覧できないようにすること。
4. 上記 3 の電子情報を扱うパソコン等は、インターネットに接続した状態で使用せず、コンピューターウイルスに情報流出を防止する措置を講ずること。
5. 紙媒体による個人情報は、むやみに複写をとらず、関係者以外の者には閲覧させない。
6. 個人情報を利用した研究成果を公表する場合は、個人が特定されることのないように配慮すること。
7. 研究を終了したときは、個人情報を慎重な手続きですみやかに廃棄すること。
8. 研究分担者は、本要領及び研究分担者が定める個人情報の保管・管理上の規定について、関係者に周知徹底を図ること。

## C. 研究結果

### 1. 触法障害者支援に関するセミナーと研究交流の開催

北海道においてデンマークの触法障害支援実践専門講師による触法障害者支援に関するセミナーと研究交流を下記の 2 回開催した。

- ① 「デンマークと日本における精神障害者福祉と触法障害者支援セミナー」共催（平成 22 年 11 月）
  - ・ 「デンマークにおける薬物依存症者の支援」  
オーデンセン薬物依存症センター所長 ビアテ・スザンヌ・ヴォーサム
  - ・ 「デンマークにおける精神障害者福祉と触法障害者支援」  
ミドルファート市精神障害者ディアクティビティセンター総所長 フレミング・コースホイ
  - ・ 「デンマークにおける触法知的障害者の保護観察処分制度について」  
デンマーク 日欧文化交流学院副校長 銭本隆行（調査協力者）
  - ・ 「日本における触法障害者支援について」  
北海道医療大学 佐々木明員（研究協力者）

- ② 北海道知的障がい者福祉協会日高胆振地方会「デンマークの福祉と触法知的障害者支援セミナー」（平成 22 年 7 月）協力開催
  - ・ 「デンマークの福祉と触法知的障がい者保護観察処分制度」  
銭本隆行（調査協力者）
  - ・ 「触法障がい者のセフティネットを刑務所から福祉へ」  
佐々木明員（研究協力者）

## 2. 地域支援体制の基盤強化

調査研究活動と調査結果の発表等を以下の通り行い、関係者のネットワークや研修の機会の拡充、地域支援体制の基盤強化の取り組みを実施した。詳細は以下の通りである。

- ① 第 4 回北海道特別支援教育学会（平成 22 年 7 月）
  - ・ 「北海道高等養護学校における非行の実態と支援の課題」  
発表者：佐々木明員（研究協力者）、佐藤治人（研究ワーキンググループ委員）
  - ・ 自主シンポジウム「特別支援教育における非行等への支援の課題」  
企画・発表者：佐々木明員（研究協力者）、佐藤治人（研究ワーキンググループ委員）
- ② 北海道の更生保護と再犯防止を考える会例会
  - ・ 「北海道の知的障害者施設における触法知的障害者の支援」（平成 22 年 5 月）  
講師：石井隆（研究協力者）
  - ・ 研究報告「厚労科学研究田島班小林Gにおける調

査研究の結果」(平成 22 年 7 月)  
報告者: 小林繁市 (研究分担者)

- ③ 北海道地域生活定着支援センターセミナーシンポジウム (平成 22 年 7 月)
  - ・ 「矯正施設を退所した高齢者、障がい者への支援の取り組み」  
よしの園 施設長 小玉博崇 (研究ワーキンググループ委員)
- ④ 第 45 回日本発達障害学会 (平成 22 年 9 月)
  - ・ 「発達障害者支援センターにおける触法発達障害者支援と体制整備に関する実態と課題」  
発表: 佐々木明員 (研究協力者)
- ⑤ 第 58 回日本社会福祉学会 (平成 22 年 10 月) 発表「救護施設における触法障がい者の実態と支援の課題」  
発表: 佐々木明員 (研究協力者)
- ⑥ 北海道知的障がい者福祉協会関係者触法知的障がい者支援研究グループ事例研究会 (平成 22 年 5 月、11 月) ワーキンググループ  
つくも園 石井隆 (研究協力者)
- ⑦ 北海道社会福祉士会障がい者地域生活支援セミナー (平成 22 年 11 月)
  - ・ 「触法障害者の支援について」シンポジウム  
コーディネーター: 佐々木明員 (研究協力者)
- ⑧ 日本弁護士会シンポジウム「触法障がい者の司法福祉的なアプローチ～気づいていますか? あなたが担当する被疑者・被告人に障がいがあるかもしれないことに～」(平成 22 年 12 月)
  - ・ 「触法障がい者の支援の現状とデンマークにおける知的障がい者保護観察制度」  
パネリスト: 佐々木明員 (研究協力者)
- ⑨ 北海道医療大学生涯学習事業専門セミナー「触法障害者の支援」(平成 23 年 1 月 16 日)  
佐々木明員 (研究協力者)

#### D. 考察

触法障害者支援体制の確立のために、次項の通り対策を提言した。

#### E. 結論

調査に基づく我が国への参照・応用の検討事項の要点は次の通りである。

- ① 非行・犯罪の進行度及び障害程度による福祉施設の種類処遇の体系化・機能分担 (犯罪の進行度に応じた広域的処遇体制の構築) の可能性 (プログラムの対応を含む)
- ② ①また②の関連対策として、障害者福祉施設における (仮称)「特別支援棟事業」(混合利用の問題解決) 等の可能性 (加算制度の拡充)
- ③ 司法福祉と障害者福祉の融合による保護観察処分による知的障害者施設の利用 (ダイバージョンの手法) による障害特性に応じた更生保護と矯正教育支援の連携連動の可能性 (遵守事項と刑期、保護観察と家族支援等)
- ④ 支援における特別支援プログラム実施専門職 (心理士) や嘱託精神科医等の確保 (罪状に応じた矯正教育プログラムの実施のため) に関する制度の可能性
- ⑤ 知的障害者施設に更生保護施設機能型類似制度事業 (更生保護施設における障害者利用制限等への対応) の可能性
- ⑥ 障害者基礎年金支給と経済生活基盤の確保 (犯罪原因の除去) の可能性
- ⑦ 福祉事務所にコンタクトパーソン (日常の成年後見とも関連づけ検討) の配置の可能性

#### F. 研究発表

##### 1. 論文発表

なし

##### 2. 学会発表

- ・ 第 4 回北海道特別支援教育学会 (平成 22 年 7 月)「北海道高等養護学校における非行の実態と支援の課題」  
発表者: 佐々木明員 (研究協力者)、佐藤治人 (研究ワーキンググループ委員)
- ・ 第 45 回日本発達障害学会 (平成 22 年 9 月)「発達障害者支援センターにおける触法発達障害者支援と体制整備に関する実態と課題」  
発表者: 佐々木明員 (研究協力者)

- ・ 第58回日本社会福祉学会（平成22年10月）発表  
「救護施設における触法障がい者の実態と支援の課題」  
発表者：佐々木明員（研究協力者）

G. 知的財産権の出願・登録状況

なし